

「報告書(案)」に対して寄せられた意見に対する検討委員会の考え方対応表

対象項目	ご意見	ご意見の概要	検討委員会の考え方																		
<b>総則的部分</b>																					
2 前文について	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文は一般的・抽象的な概念で表現すべき(1件)</li> <li>前文はインパクトのある表現にすべき(1件)</li> <li>前文は市民に身近な表現にすべき(1件)</li> <li>前文は恒常的な文章にすべき(3件)</li> <li>前文には公共の担い手の変遷(行政から市民へ)を条例の必要性として盛り込むべき(2件)</li> <li>前文には既存制度を市民が組み立て直したという規定を盛り込むべき(1件)</li> <li>前文の「多摩川と多摩丘陵の恵みを受け」ということとあわせて、「先人の労苦の恩恵」を盛り込むべき(2件)</li> <li>前文には川崎市市域という空間、自然等を含めて表現してほしい(1件)</li> <li>前文で「信託」を規定する場合、後半でその具体的内容を明らかにすべきである(1件)</li> <li>「地球市民」は「地球人」にしたい(1件)</li> <li>「ここ豊かに...まちを作るため」の「作る」の意味を教えてください(1件)</li> <li>前文には行政の目的(=公共の福祉の向上)を盛り込むべき(1件)</li> <li>前文には市民の権利を盛り込むべき(1件)</li> <li>前文には少子化への対応を盛り込むべき(1件)</li> <li>川崎市に「先人の残してくれた貴重な文化」はないのでは(1件)</li> <li>前文を条例に盛り込まなくてもよいのでは(1件)</li> </ul>	前文の必要性や表現等について(20件)	前文は、この条文の顔であり、全体を表す重要な部分であり、必要であるとの認識を持っています。また、その作成に当たっては、盛り込むべき要素に着目しすぎることなく、全体の構成とともに、その流れを考慮する必要があります。こうした視点に立って、いただいた意見を最大限尊重しながら、最終的な前文を作成しました。																		
3 条例の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高規範性を担保する規定を具体的に規定すべき(6件)</li> <li>地方自治法と自治基本条例の関係について教えてください(1件)</li> </ul>	最高規範性の担保方策等について(7件)	条例の最高規範性を担保するために、単なる理念条例でなく、情報共有のしくみや住民投票制度など、具体的な仕組みを持った条例を提案しています。																		
4 定義	<table border="1"> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民は納税者に限定すべき(1件)</li> <li>市民の定義に外国人市民が含まれることをより積極的に表現すべき(1件)</li> <li>住民投票制度の規定における「住民」と「市民」の違いを説明すべき(1件)</li> </ul> </td> <td>市民の定義と住民の関係性等について(3件)</td> <td>川崎市の自治を担う主体は、住民に限らないことから、市民を広く定義する一方で、住民投票における投票権など、内容に応じて表現を変えています。</td> </tr> <tr> <td>参加</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「参加」と「参画」は分けるべき(2件)</li> <li>市民の参画に対する市の見解を聞きたい(1件)</li> </ul> </td> <td>参加と参画の使い分け等について(3件)</td> <td>参画については、まだ一般的な言葉でないことから、この報告書の中では、参加に積極的な意味を含めて用いることにしました。</td> </tr> <tr> <td>協働</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働の定義として、他にNPOと行政、事業者と市民等々との関係を規定すべき(1件)</li> <li>「協働」の定義を明確にすべき(2件)</li> </ul> </td> <td>協働の定義などについて(3件)</td> <td>協働の定義については、事業者の中にNPO等も含むとしております。また、その際の役割分担や契約など具体的な内容については別のかたちで明確にする必要があると考えています。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の定義を規定すべき(1件)</li> </ul> </td> <td>市の定義について(1件)</td> <td>信託して設立した川崎市を市として報告書の中で扱っており、特段の定義は必要ないと考えました。</td> </tr> </table>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は納税者に限定すべき(1件)</li> <li>市民の定義に外国人市民が含まれることをより積極的に表現すべき(1件)</li> <li>住民投票制度の規定における「住民」と「市民」の違いを説明すべき(1件)</li> </ul>	市民の定義と住民の関係性等について(3件)	川崎市の自治を担う主体は、住民に限らないことから、市民を広く定義する一方で、住民投票における投票権など、内容に応じて表現を変えています。	参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>「参加」と「参画」は分けるべき(2件)</li> <li>市民の参画に対する市の見解を聞きたい(1件)</li> </ul>	参加と参画の使い分け等について(3件)	参画については、まだ一般的な言葉でないことから、この報告書の中では、参加に積極的な意味を含めて用いることにしました。	協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の定義として、他にNPOと行政、事業者と市民等々との関係を規定すべき(1件)</li> <li>「協働」の定義を明確にすべき(2件)</li> </ul>	協働の定義などについて(3件)	協働の定義については、事業者の中にNPO等も含むとしております。また、その際の役割分担や契約など具体的な内容については別のかたちで明確にする必要があると考えています。	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の定義を規定すべき(1件)</li> </ul>	市の定義について(1件)	信託して設立した川崎市を市として報告書の中で扱っており、特段の定義は必要ないと考えました。				
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は納税者に限定すべき(1件)</li> <li>市民の定義に外国人市民が含まれることをより積極的に表現すべき(1件)</li> <li>住民投票制度の規定における「住民」と「市民」の違いを説明すべき(1件)</li> </ul>	市民の定義と住民の関係性等について(3件)	川崎市の自治を担う主体は、住民に限らないことから、市民を広く定義する一方で、住民投票における投票権など、内容に応じて表現を変えています。																		
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>「参加」と「参画」は分けるべき(2件)</li> <li>市民の参画に対する市の見解を聞きたい(1件)</li> </ul>	参加と参画の使い分け等について(3件)	参画については、まだ一般的な言葉でないことから、この報告書の中では、参加に積極的な意味を含めて用いることにしました。																		
協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の定義として、他にNPOと行政、事業者と市民等々との関係を規定すべき(1件)</li> <li>「協働」の定義を明確にすべき(2件)</li> </ul>	協働の定義などについて(3件)	協働の定義については、事業者の中にNPO等も含むとしております。また、その際の役割分担や契約など具体的な内容については別のかたちで明確にする必要があると考えています。																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の定義を規定すべき(1件)</li> </ul>	市の定義について(1件)	信託して設立した川崎市を市として報告書の中で扱っており、特段の定義は必要ないと考えました。																		
5 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>文章を簡潔にすべき(1件)</li> <li>市民はすべてを市に信託しているのではないことを規定すべき(1件)</li> <li>「信託」の使い方が軽々しいのでは(1件)</li> <li>大きな見地から市民自治を捉えるべき(1件)</li> <li>「市民の福祉」を盛り込むべきか(1件)</li> <li>協働を市民自治の背景とする規定を盛り込むべき</li> <li>市民自治の意味について教えてください(4件)</li> <li>行政は主体的であるべき(1件)</li> </ul>	基本理念の表現や考え方について(11件)	市民の視点から自治を組み立てたいという思いから、団体自治、住民自治とともに、市民間の自治を含む自治を市民自治としました。また、表現方法については、ご意見を踏まえて、変更しました。																		
6 自治の基本原則	<table border="1"> <tr> <td>(参加の原則)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加は目的か手段か(1件)</li> <li>不参加により不利益を受けないという規定は妥当か(1件)</li> <li>参加と協働の原則は別であることを明記すべき(1件)</li> <li>参加の人材を確保するような規定を(1件)</li> </ul> </td> <td>参加の原則について(4件)</td> <td>報告書では、参加を権利として規定しており、参加の有無はあくまでも自由であると考えています。したがって、参加した市民と参加しなかった市民の間で、相違が生じるようなことは望ましくないと考えています。</td> </tr> <tr> <td>(協働の原則)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働は目的か手段か(1件)</li> <li>の規定をわかりやすくすべき(1件)</li> <li>「協働」という言葉の使用は避けるべき(1件)</li> <li>ボランティア意識が協働か(1件)</li> <li>協働意識の欠落が独善的な行動を引き起こす(2件)</li> </ul> </td> <td>協働の原則について(6件)</td> <td>市民自治を規定する自治基本条例で、不可欠な概念であることから、協働という言葉を用いました。また、協働は市民の自由であり、強制されるものでなく、行政と市民の相互の関係性の中で推進されるべきものであると考えています。</td> </tr> </table>	(参加の原則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加は目的か手段か(1件)</li> <li>不参加により不利益を受けないという規定は妥当か(1件)</li> <li>参加と協働の原則は別であることを明記すべき(1件)</li> <li>参加の人材を確保するような規定を(1件)</li> </ul>	参加の原則について(4件)	報告書では、参加を権利として規定しており、参加の有無はあくまでも自由であると考えています。したがって、参加した市民と参加しなかった市民の間で、相違が生じるようなことは望ましくないと考えています。	(協働の原則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働は目的か手段か(1件)</li> <li>の規定をわかりやすくすべき(1件)</li> <li>「協働」という言葉の使用は避けるべき(1件)</li> <li>ボランティア意識が協働か(1件)</li> <li>協働意識の欠落が独善的な行動を引き起こす(2件)</li> </ul>	協働の原則について(6件)	市民自治を規定する自治基本条例で、不可欠な概念であることから、協働という言葉を用いました。また、協働は市民の自由であり、強制されるものでなく、行政と市民の相互の関係性の中で推進されるべきものであると考えています。												
(参加の原則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加は目的か手段か(1件)</li> <li>不参加により不利益を受けないという規定は妥当か(1件)</li> <li>参加と協働の原則は別であることを明記すべき(1件)</li> <li>参加の人材を確保するような規定を(1件)</li> </ul>	参加の原則について(4件)	報告書では、参加を権利として規定しており、参加の有無はあくまでも自由であると考えています。したがって、参加した市民と参加しなかった市民の間で、相違が生じるようなことは望ましくないと考えています。																		
(協働の原則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働は目的か手段か(1件)</li> <li>の規定をわかりやすくすべき(1件)</li> <li>「協働」という言葉の使用は避けるべき(1件)</li> <li>ボランティア意識が協働か(1件)</li> <li>協働意識の欠落が独善的な行動を引き起こす(2件)</li> </ul>	協働の原則について(6件)	市民自治を規定する自治基本条例で、不可欠な概念であることから、協働という言葉を用いました。また、協働は市民の自由であり、強制されるものでなく、行政と市民の相互の関係性の中で推進されるべきものであると考えています。																		
<b>自治の主体 それぞれの役割と責任</b>																					
1 市民	<table border="1"> <tr> <td>(1)市民の権利</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利同士が対立した時の対応を考慮すべき(1件)</li> <li>権利と同様の責務を盛り込むべき(1件)</li> <li>子どもの権利を考慮すべき(1件)</li> </ul> </td> <td rowspan="4">市民の権利の規定について(11件)</td> <td rowspan="4">市民自治を推進する上で必要な参加や知る権利、意見表明権とともに、その前提として個々人が尊重されるべきと考えて、包括的な権利を盛り込みました。具体的な権利の担保については、自治拡充の推進のための制度で規定しています。</td> </tr> <tr> <td>(包括的権利)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「包括的権利」をあえて盛り込む必要はない(2件)</li> <li>「包括的権利」とは、憲法の基本的人権を指すのか(1件)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(参加する権利)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の合意を得た、わかりやすい表現とすべき(1件)</li> <li>議会の役割と市民参加の兼ね合いを考慮すべき(1件)</li> <li>自己決定権を盛り込むべき(1件)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(意見を表明し、)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民提案の仕組み(集約窓口)が必要(1件)</li> <li>市長に市民提案ができる条例がほしい(1件)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2)市民の責務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の責務を規定する必要はない(5件)</li> <li>「市民自治に対する責務」、「自治を担う責務」、「ともに創りあげていく責務」を盛り込みたい(4件)</li> </ul> </td> <td>市民の責務を規定する必要性や他の責務を規定する必要性について(11件)</td> <td>責任や義務は、権利に伴い当然に生じるものであること、過度の責務を市民に課すことが自治基本条例の目的でないと考えられることから、必要最小限の責務を盛り込んでいます。</td> </tr> <tr> <td>の規定について</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>A案に対する意見(21件)</li> <li>B案に対する意見(2件)</li> <li>C案に対する意見(8件)</li> </ul> </td> <td>平和と安全を市民の責務とすることについて(31件)</td> <td>いただいた意見を勘案しながら、委員会で検討した結果、平和と安全を市民の責務とすることは、個人の思想信条を拘束することを意味し、さらに責務を規定することの具体的な効果がわかりにくく、前文に規定しても十分その意味は伝わることから、前文に規定することとしました。</td> </tr> </table>	(1)市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利同士が対立した時の対応を考慮すべき(1件)</li> <li>権利と同様の責務を盛り込むべき(1件)</li> <li>子どもの権利を考慮すべき(1件)</li> </ul>	市民の権利の規定について(11件)	市民自治を推進する上で必要な参加や知る権利、意見表明権とともに、その前提として個々人が尊重されるべきと考えて、包括的な権利を盛り込みました。具体的な権利の担保については、自治拡充の推進のための制度で規定しています。	(包括的権利)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「包括的権利」をあえて盛り込む必要はない(2件)</li> <li>「包括的権利」とは、憲法の基本的人権を指すのか(1件)</li> </ul>	(参加する権利)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の合意を得た、わかりやすい表現とすべき(1件)</li> <li>議会の役割と市民参加の兼ね合いを考慮すべき(1件)</li> <li>自己決定権を盛り込むべき(1件)</li> </ul>	(意見を表明し、)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民提案の仕組み(集約窓口)が必要(1件)</li> <li>市長に市民提案ができる条例がほしい(1件)</li> </ul>	(2)市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の責務を規定する必要はない(5件)</li> <li>「市民自治に対する責務」、「自治を担う責務」、「ともに創りあげていく責務」を盛り込みたい(4件)</li> </ul>	市民の責務を規定する必要性や他の責務を規定する必要性について(11件)	責任や義務は、権利に伴い当然に生じるものであること、過度の責務を市民に課すことが自治基本条例の目的でないと考えられることから、必要最小限の責務を盛り込んでいます。	の規定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>A案に対する意見(21件)</li> <li>B案に対する意見(2件)</li> <li>C案に対する意見(8件)</li> </ul>	平和と安全を市民の責務とすることについて(31件)	いただいた意見を勘案しながら、委員会で検討した結果、平和と安全を市民の責務とすることは、個人の思想信条を拘束することを意味し、さらに責務を規定することの具体的な効果がわかりにくく、前文に規定しても十分その意味は伝わることから、前文に規定することとしました。		
(1)市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利同士が対立した時の対応を考慮すべき(1件)</li> <li>権利と同様の責務を盛り込むべき(1件)</li> <li>子どもの権利を考慮すべき(1件)</li> </ul>	市民の権利の規定について(11件)	市民自治を推進する上で必要な参加や知る権利、意見表明権とともに、その前提として個々人が尊重されるべきと考えて、包括的な権利を盛り込みました。具体的な権利の担保については、自治拡充の推進のための制度で規定しています。																		
(包括的権利)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「包括的権利」をあえて盛り込む必要はない(2件)</li> <li>「包括的権利」とは、憲法の基本的人権を指すのか(1件)</li> </ul>																				
(参加する権利)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の合意を得た、わかりやすい表現とすべき(1件)</li> <li>議会の役割と市民参加の兼ね合いを考慮すべき(1件)</li> <li>自己決定権を盛り込むべき(1件)</li> </ul>																				
(意見を表明し、)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民提案の仕組み(集約窓口)が必要(1件)</li> <li>市長に市民提案ができる条例がほしい(1件)</li> </ul>																				
(2)市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の責務を規定する必要はない(5件)</li> <li>「市民自治に対する責務」、「自治を担う責務」、「ともに創りあげていく責務」を盛り込みたい(4件)</li> </ul>	市民の責務を規定する必要性や他の責務を規定する必要性について(11件)	責任や義務は、権利に伴い当然に生じるものであること、過度の責務を市民に課すことが自治基本条例の目的でないと考えられることから、必要最小限の責務を盛り込んでいます。																		
の規定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>A案に対する意見(21件)</li> <li>B案に対する意見(2件)</li> <li>C案に対する意見(8件)</li> </ul>	平和と安全を市民の責務とすることについて(31件)	いただいた意見を勘案しながら、委員会で検討した結果、平和と安全を市民の責務とすることは、個人の思想信条を拘束することを意味し、さらに責務を規定することの具体的な効果がわかりにくく、前文に規定しても十分その意味は伝わることから、前文に規定することとしました。																		

対象項目	ご意見	ご意見の概要	検討委員会の考え方
の規定について	・生活環境の保全も規定すべき(1件)	環境保全の責務を規定することについて(3件)	自治基本条例では、環境基本条例などの規定を踏まえながら、基本的な責務を盛り込むことが必要であると考えて、規定しています。また、市民には事業者も含むものと考えており、CSRもこの規定で含まれると考えています。
	・環境保全にもCSRが必要である(1件)		
	・「魅力ある地域環境を保全する責務」を盛り込むべき(1件)		
の規定について	・他者への気遣いが協働の根底として必要(1件)	参加に伴う責務について(3件)	市民自治を推進する自治基本条例で、参加に当たっての最低限のルールを規定する必要があると考えました。
	・市民の参加の前提は選挙権を行使すること(1件)		
	・発言に責任を持たない市民参加者への対応を考慮すべき(1件)		
の規定について	・負担の内容を具体的にすべき(2件)	負担を分担する責務を具体的に明記する必要性について(2件)	自治基本条例には、必要最低限の基本的な責務規定をおくことが適当であり、具体的な負担の内容を明示する必要はないと考えています。
	・緑と安全を守る責務が必要(1件)		
その他	・市民とは異なる立場の住民の責務を規定すべき(1件)	市民の責務のトップへ	自治基本条例は、自治に関する基本的事項を定めるものであり、個別の責務、それに伴う罰則については、個別の条例で規定すべきと考えます。
	・権利・義務の規定に反するものに対する罰則規定が必要(2件)		
	・従業員が自治に参加できるしくみづくりが必要(1件)		
(3)事業者の社会的責任	・(開発)事業者への規制を厳しく規定すべき(6件)	事業者の社会的責任、事業者の定義について(11件)	営利法人だけでなく、非営利活動団体などを含め、事業者と捉えており、こうした事業者はそれぞれが地域の一員として事業を行う必要があると考えられます。また、事業者は市民に含まれ、市民に関する権利、義務は事業者にも同様に認められるとしています。
	・事業者の環境配慮や地域貢献活動の後押しを考慮すべき(1件)		
	・事業者の個人情報の保護について規定すべき(1件)		
	・事業者の定義は何か(2件)		
	・従業員が自治に参加できるしくみづくりが必要(1件)		
(4)コミュニティ(コミュニティと市民との関係)	・コミュニティの担い手としての市民を育成していくという視点が必要(2件)	コミュニティと市民の関係について(2件)	コミュニティは、地域社会で重要な役割を担っていると考えられますが、その構築や活動はあくまでも個人の自由に基づくものであるとの考えに基づき、こうした規定を報告書では提案しています。
	・コミュニティとの関わりにおける行政の役割を明確にすべき(1件)		
(市とコミュニティとの関係)	・市のコミュニティに対する支援について考慮すべき(3件)	コミュニティに対する市の支援のあり方について(7件)	コミュニティは地域で重要な役割を担っており、行政の適正な支援も必要であると考えられますが、具体的な内容については協働のルール作りを進める上で検討されるべきであると考えています。こうした視点に立って、協働のための施策整備の項に集約しました。
	・市の支援をより明確に規定すべき(1件)		
	・コミュニティ側からのアプローチが必要(1件)		
その他	・地域コミュニティとテーマコミュニティとの関係を考慮すべき(1件)	テーマコミュニティへ	地域コミュニティの運営については、その活動が構成する人々の自由に基づくものであると考えており、課題解決のための構成員の責務などの規定をおくことは適当でないと考えました。
	・地域コミュニティの課題(世代交代、体制再構築、活性化等)を解決すべき(10件)		
	・テーマコミュニティにNPOやワーカーズ・コレクティブを含めるべき(1件)		
	・テーマコミュニティを支援する行政窓口を一本化すべき(1件)		
その他	・コミュニティの単位を考えるべき(4件)	市の支援へ	コミュニティの単位については、地域コミュニティとテーマコミュニティの関係性など様々な議論があり、新たな単位の検討が必要なものとは考えますが、合意に至りませんでした。
	・コミュニティの単位を考慮すべき(4件)	コミュニティの単位について(4件)	
<b>2 議会</b>			
(議会の設置及び議員の宣誓)	・議員の宣誓を実効性のあるものにすべき(1件)	議員の宣誓の実効性について(1件)	議員の宣誓はあくまでもその職責を確認するために行うものと考えています。
(議会の権限と責務)	・市民参加の推進は、議会の役割と意義に抵触するのでは(1件)	議会の権限と責務について(7件)	開かれた議会として、市民の声に耳を傾けることは重要であると考えられます。ただ、自治基本条例の性格上、基本的な事項を盛り込むことが適当であり、さらに議会の運営の詳細については、議会の中で検討されるべきと考えています。
	・「開かれた議会運営」について具体的に規定すべき(1件)		
	・議会運営条例を制定すべき(1件)		
(議員の責務)	・議会運営をよりよく機能させることについて考慮すべき(4件)	議員の責務などについて(5件)	議会の活動を担っている議員は、議会の機能が発揮できるようにすることが求められておりますが、自治基本条例の性格に鑑み、基本的な考え方を報告書には盛り込みました。
	・議員の役割の拡充を図るべき(2件)		
その他	・議員の情報共有の責務について具体的に規定すべき(2件)	議会における男女平等参画などその他の意見(8件)	報告書への反映が困難なものもあり、ご意見としてお伺いしました。
	・議員の情報共有と議会広報の関係をどうするか(1件)		
	・議会に関する規定は直接請求で行うべき(1件)		
	・議会に男女平等参画の機会を設けるべき(2件)		
	・国等への議会意見を述べる際には「市として」という表現を用いるべき(1件)		
・「議会と議員活動の原則」を規定すべき(1件)			
・わかりやすく、明確な表現とすべき(3件)			
<b>3 市長・行政</b>			
(1) 市長その他の執行機関(市長の設置)	・市長の設置規定について見直すべき(4件)	市長の設置規定の必要性等について(6件)	市政で重要な役割を担う市長については、自治の基本を定める自治基本条例の中で設置規定を盛り込むべきと考えました。
	・わかりやすく、明確に規定すべき(2件)		
(市長等の宣誓)	・市長等の宣誓は行うべき(1件)	市長等の宣誓について(2件)	市政運営で重要な役割を担う市長については、市民に対して、宣誓を行う必要があると考えました。
	・市長等の宣誓規定は実効性がないのでは(1件)		
(2) 行政運営	・行政運営の具体的内容について規定すべき(3件)	行政運営の具体的内容の規定等について(15件)	自治基本条例では、基本的な事項を定める必要があるとの認識にたつて、行政運営の基本的事項を盛り込むこととしました。この具体的内容については、自治拡充のための仕組みで規定されているほか、この事項に従った行政運営の中で担保されると考えました。
	の規定について		
	・情報公開を簡易かつ迅速に行う制度づくりに対する言及が必要(1件)		
	の規定について		
	・市民意見を反映した市長提案づくりを行う仕組みが必要(1件)		
	の規定について		
	・「適切」の意味を説明すべき(1件)		
	の規定について		
	・「協働によるまちづくり」の内容を具体的に規定すべき(1件)		
の規定について			
・協働によるまちづくりを推進するために行政側からのアプローチが必要(2件)			
の規定について			
・具体的な内容を規定すべき(1件)			
の規定について			
・「公正・公平」の意味を明確に説明、規定すべき(2件)			
の規定について			
・規定内容を見直すべき(1件)			
の規定について			
・「庁内提案制度」を盛り込むべき(1件)			
その他	・市民に委ねるべきものは委ねるという表現を(1件)		

対象項目	ご意見	ご意見の概要	検討委員会の考え方
(3) 計画的な行政運営	・総合計画を議会の議決事項に(2件) ・総合計画の見直しにおいて市民参加をとり入れるべき(1件) ・計画的な行政運営に例外(柔軟性)を持たせるべき(1件)	計画的な行政運営について(4件)	総合計画の議決事項への追加については、基本計画、実施計画などの柔軟性をいかに担保するかといった観点から整理が必要だと思われます。また総合計画への参加については、自治拡充推進のための制度等の中で盛り込んでいます。
(4) 行政組織のあり方	・、アの中に「効果的」という規定を盛り込むべき(1件)	行政組織のあり方について効果的という規定を盛り込むべき(1件)	行政組織は単に効果だけでなく様々な要因を考慮する必要があるという議論の結果として、簡素で、効率的、機能的かつ総合的であることを盛り込みました。
(5) 財政運営等	・自治体運営の中にCSR的な概念の導入を(1件) ・予算の執行過程における透明化を(1件) ・税金の使途は市民が決めるべき(1件) ・健全な財政運営は急務である(1件)	財政運営について(4件)	健全な財政運営、透明性の高い財政運営を担保する必要性があることから、この内容を盛り込みました。税金の使途制度の問題は協働のための施策の中で検討されるべきと思われます。
(6) 苦情、不服、侵害に対する措置	・苦情等の処理機関は独立化すべき(1件) ・苦情の取り扱い範囲を再考すべき(1件) ・行政は苦情に対し常に傾聴を心がけるべき(1件) ・本項の「市民」と他の「市民」との使い分けが必要(1件)	苦情、不服、侵害に対する措置について(4件)	苦情処理については、オンブズマンなど、現行の制度の中で運用を変えることでかなり改善されると思われます。
<b>4 区</b>			
(区及び区役所の規定について)	・区を行政の基本単位にすべき(1件) ・行政区を市にすべき(1件)	行政区の位置づけ等について(2件)	川崎市の行政運営を行う上で、区は重要な単位であると考えられますが、市の条例を考えている中では、その分市について意見は出されましたが、結論には至りませんでした。
(区役所の役割と責務)	・市と区の間を具体的に規定すべき(4件) ・区長(区役所)の役割を明確に規定すべき(4件) ・区行政における継続性の担保を(職員異動等) ・区役所強化の内容を具体的に規定すべき(1件) ・区役所に行政の総合窓口を設置すべき(1件)	区役所の位置付けについて(11件)	自治基本条例の中では、区役所機能の強化など区行政改革の基本的な内容を述べるにとどめ、その詳細については別途設置されている委員会などで検討すべきだと考えました。
(区に関する市長の責務)	・区長の公選制等について規定すべき(7件)	区長の公選制について(7件)	自治基本条例の中では、区役所機能の強化など区行政改革の基本的な内容を述べるにとどめ、その詳細については別途設置されている委員会などで検討すべきだと考えました。
(区における自治の推進)	・区民会議の構成等を具体的に規定すべき(8件) ・区民会議と市民活動団体との連携の仕組みが必要(1件) ・区民会議の設置等を見直すべき(3件) ・区ごとにテーマ別の市民議決組織を設置すべき(1件) ・解説をより踏み込んだ内容にすべき(1件)	区民会議の構成等について(14件)	自治基本条例の中では、区役所機能の強化など区行政改革の基本的な内容を述べるにとどめ、その詳細については別途設置されている委員会などで検討すべきだと考えました。
(区の予算の確保)	・区民の要望を反映する予算の確保権限を区に与えるべき(1件) ・本庁各部署の予算と区の予算(要望)はどのように調整されるのか(1件)	区の予算確保について(2件)	自治基本条例の中では、区役所機能の強化など区行政改革の基本的な内容を述べるにとどめ、その詳細については別途設置されている委員会などで検討すべきだと考えました。
<b>自治拡充推進のための制度等</b>			
<b>1 情報共有による自治の営み</b>			
(1) 情報提供	・「市民にとって必要な」という規定は必要ない(1件) ・情報提供の方法等に関する情報を提供すべき(1件) ・施策等の途中段階における情報提供が必要(6件) ・行政職員による情報提供が必要(2件) ・市民にわかりやすい情報提供が必要(1件) ・情報提供に関する規定が多すぎる(1件)	情報提供について(12件)	自治を推進する上で、情報は不可欠のものであることから情報提供に関する内容を盛り込みました。当然ながら、過度の情報は逆に市民が理解する上での負担ともなりかねないため、必要な情報を、分かりやすく、適時に行われることも盛り込みました。
(2) 情報公開	・情報公開における法的問題への対応を考慮すべき(1件) ・情報の不開示理由を明確に示すべき(3件)	情報公開に関する不開示理由の明記などについて(4件)	情報公開の詳細については、別途情報公開条例で規定されるべきであり、考え方を整理しました。
(3) 個人情報保護	・個人情報保護の徹底を(1件) ・「コントロールする」という言葉を日本語にすべき(1件)	個人情報の保護について(2件)	情報共有を推進する中でも、個人情報は保護されるべきものであることから、この内容を盛り込みました。また、カタカナ語の使用については改めました。
<b>2 参加・協働による自治の営み</b>			
(1) 総合計画等	・計画への参加をより実質的に保障すべき(2件) ・参加をあえて規定する意味は何か(2件)	総合計画等への参加について(4件)	総合計画をはじめ重要な計画に関しては、市民の意見が反映される機会が保障されることが必要であると考え、報告書にこの内容を盛り込みました。
(2) 審議会等への参加	・公募を原則にする理由について、解説に具体的に規定すべき(2件) ・公募が実際に機能するような規定を設けるべき(1件) ・公募枠を拡充すべき(1件) ・公募委員の選出について透明化を図るべき(2件) ・学識者など専門委員の選出の仕方や任期等を見直しをすべき(5件) ・審議会への子どもの参加について配慮すべき(1件) ・審議会への市民参加を具体的に規定すべき(1件) ・課題別の審議会を開催すべき(1件) ・市民によるフォーラムの開催を(1件) ・常設の市民と行政の協議の場を(1件)	審議会等への参加について(16件)	市政について審議等を行う審議会は、開かれたものであるべきであり、市民委員は公募を原則とすべきと考えています。ただ、具体的な内容については、自治基本条例ではなく、別途規定すべきです。また、学識委員などについては、専門性を担保するために選出されているものであり、参加とは異なる課題もあると思われます。
(3) パブリック	・「パブリック・コメント」という用語を日本語で表現すべき(1件) ・現行制度についてもパブリック・コメントの対象とすべき(2件) ・パブリック・コメント制度を十分に機能させるために市民の案に対する学習時間を保障すべき(1件) ・行政はパブリック・コメントに対する応答責任を十分に果たすべき(3件) ・パブリック・コメント制度を条例化する場合は、既存の類似制度もあわせて条例化すべき(1件)	パブリックコメント制度について(8件)	パブリックコメント制度については、その言葉が普及しつつあることから、市民意見聴取手続という言葉より、説明を加えた上で、カタカナのまま使うこととしました。また、パブリックコメントの運用では行政は説明責任を果たすことは当然ですが、その制度自体があくまでも条例等の策定に当たって意見を求めるものであり、その他に補完する手続として、審議会への参加、意見表明などがあり、現行の制度に対する意見などは他の手法で行うことも可能と考えます。
(4) 評価	・評価を活かす対象を明確にすべき(1件) ・評価指標を考慮すべき(5件) ・評価は外部(市民、第三者機関)が行うべき(2件)	評価制度について(8件)	評価については、現在市でACTIONシステムが行われていますが、その内容は予算、計画へフィードバックされます。また、評価制度の運用については市民を含めた委員会で行うとともに、評価指標は市民の視点に立ったものであるべきと考えました。

対象項目	ご意見	ご意見の概要	検討委員会の考え方
(5)住民投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分に検討して制度設計すべき(4件)</li> <li>住民投票における必要事項を自治基本条例に盛り込むべき(3件)</li> <li>住民投票の投票権者について検討すべき(3件)</li> <li>住民投票の結果について「尊重」以上の拘束力を持たせるべき</li> <li>区単位などで住民投票を実施すべき(1件)</li> <li>住民投票の対象事項は誰が定めるのか(1件)</li> <li>住民投票において情報提供を十分に行うべき(2件)</li> </ul>	住民投票制度について(15件)	自治基本条例の性格、さらに他の委員会で住民投票制度について検討されていることに鑑み、委員会の検討事項の全てではなく、基本的な考え方のみを盛り込み、対象事項などについては別途条例化を進める中で検討されるべきと考えました。また、区はまちづくりの拠点として重要であると考えられますが、区を対象とした住民投票については、区行政改革の動向を踏まえながら、検討されるべきと考えました。
(6) 協働のための施策整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間支援組織の積極的な推進を行うべき(1件)</li> <li>税制等の制度について規定すべき(2件)</li> <li>協働推進のためのルール(条例等)を定めるべき(5件)</li> <li>協働事業の評価機関を設置すべき(2件)</li> <li>市民が公共の担い手になることを規定すべき(2件)</li> <li>協働を推進するための横断型行政組織について規定すべき(1件)</li> <li>協働施策の内容を明確にすべき(3件)</li> </ul>	協働のための施策整備等について(16件)	協働を担保する具体的な内容については、現在の市民活動支援指針で方針が示されていること、さらに市民活動推進委員会で様々な議論が行われていることを踏まえ、別途ルール化を進める中で規定されるべきと考えました。行政の体制については、総合性を担保する中で、整備されるべきものと考えています。
国や他の自治体との関係について			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国との調整主体を明確にすべき(1件)</li> <li>国際的な交流、連携等について考慮すべき(4件)</li> <li>市町村との広域連携を重視すべき(2件)</li> <li>国の規制に超然とすべき(1件)</li> <li>「国...と対等・協力の関係にある」という規定を見直すべき(2件)</li> </ul>	国や他の自治体との関係について(10件)	地方分権の時代において、市民生活に身近な基礎的自治体である川崎市は、市民の立場にたつて国や県に対して、協力するとともに、時には対等な立場で意見を述べることも必要であると考えられます。また、首都圏に位置する川崎市の場合、都県とともに、他市町村との連携も重要であると考えられ、この内容を報告書に盛り込んでいます。さらに、国際交流については広く他市町村との連携の広がりという中で捉えられると考えています。
(仮称)川崎市自治推進委員会			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進委員会の役割、根拠、意義申し立ての機会や調整事項を検討、規定すべき(2件)</li> <li>推進委員会の権限、構成等を考慮すべき(3件)</li> <li>市長の諮問機関という位置づけを見直すべき(3件)</li> <li>自治推進の人材育成について考慮すべき(1件)</li> <li>実効性のあるしくみとして規定すべき(1件)</li> </ul>	(仮称)川崎市自治推進委員会について(10件)	自治推進委員会は、行政組織上、諮問機関という位置づけを取らざるを得ませんが、諮問事項に限らず、自治に関する事項について検討する機関としています。その具体的な内容については、自治基本条例の性格から、別途定めることとしました。
その他の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例は必要ない(3件)</li> <li>条例化を成功させたい(1件)</li> <li>市民の意向を聞き、それを大切にほしい(6件)</li> <li>応答責任をしっかりと果たしてほしい(2件)</li> <li>条例制定までの動きを見守る必要がある(2件)</li> <li>PRをどのように進めるかが重要(6件)</li> <li>行政職員への周知徹底が必要(1件)</li> <li>具体性・実効性を持った条例にすべき(5件)</li> <li>自治基本条例に地域の課題解決を図る根拠が必要(2件)</li> <li>教育に関する条項を盛り込むべき(2件)</li> <li>市民議会を設置すべき(1件)</li> <li>直接請求のシステムは真に市民立法の手段になるように改めるべき(1件)</li> <li>国に対する対抗基準を持つべき(1件)</li> <li>川崎らしさをどのように盛り込むかが重要(1件)</li> <li>川崎の将来が見えない(1件)</li> <li>報告書にルビを振るべき(1件)</li> <li>市民にわかりやすい条文づくりをしてほしい(5件)</li> <li>わかりやすく解説すべき(1件)</li> <li>明確な表現で規定すべき(1件)</li> <li>市長報告で、市民の定義を力説してほしい(1件)</li> <li>検討スケジュールを延長すべき(1件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高規範へ</li> <li>区へ</li> <li>議会へ</li> <li>国や他の自治体へ</li> </ul>	
	(質問)総合計画と自治基本条例の関係を教えてほしい(1件)		・・・とのことです。
	(質問)女性の管理職登用の遅滞に対する市の見解を聞きたい(1件)		・・・とのことです。
	(感想・その他の提案など) 多数		市民討論会のポスターセッションや参加者アンケート、インターネットを通じた意見募集により、約420件のご意見をお寄せいただきました。ここでは紹介しきれなかった多くのご意見についても、報告書検討の際には参考にさせていただいております。本当にありがとうございました。